

■みずほマイレージクラブカード（UC）特約

第1条（カードの名称）

株式会社みずほ銀行（以下、「当行」という。）と株式会社クレディセゾン（以下、「当社」という。）とが提携して、当社が発行するクレジットカードの名称を「みずほマイレージクラブカード（UC）」（以下「本カード」という。）と称します。

第2条（申込方法）

1. 本カードの申込には、当行が提供するみずほマイレージクラブへの入会が必要です。
2. 本カードの申込は、本特約およびみずほマイレージクラブ規定ならびに UC カード会員規約（以下、「本規約等」という。）の内容を承認のうえ、当行および当社（以下、「両社」という。）に書面により申し込むものとします。
3. 本カード会員は、両社が本カードの利用を承諾した方で、UC カード会員規約に定める当社の会員資格（以下、「UC 会員資格」という。）と本特約に基づく特典・サービス利用資格（以下「本カード利用資格」という。）を有するものとします。
4. 本カード会員と両社との間の本規約等に基づく契約（以下「本契約」という。）は、両社が本カードの利用を承諾した日に成立するものとします。また、本契約は、本カード会員が UC カード会員資格もしくは本カード利用資格を喪失したときに終了します。
5. 当社は、本カード会員に対し本カードを貸与します。

第3条（特典およびサービスの利用）

1. 本カード会員は、当行が提供する特典およびサービスを受ける場合、みずほマイレージクラブ規定に基づき当行所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 本カード会員は、当社が提供する特典およびサービスを受ける場合、当社所定の方法でその提供を受けるものとします。

第4条（届出事項の変更）

本カード会員が届け出た氏名、勤務先、住所、電話番号等に変更があった場合または決済口座の変更を希望する場合には、本カード会員は当行所定の書面により当行あて届け出るものとします。本カード会員が届出た変更事項については、当行は当社へ送付し、これをもって「UC カード会員規約」に定める届出があったものとします。ただし、変更する決済口座については当行以外の口座を指定することはできません。

第5条（本特約に不同意の場合）

両社は、本カードの申込者および本カード会員が、本特約に基づく本カードの発行に必要な申込書等記載事項の記入・申告を行わなかった場合、または本規約等の内容の全部もしくは一部に同意できない場合、本カードの発行を断ることまたは両社で利用解除の手続きをとることができるものとします。なお、両社が利用解除の手続きをとった場合でも、当社は所定の手続きにより UC カードの会員規約に基づくクレジットカードの新規発行を行うことができるものとします。ただし、当社が不適当と認めた場合はこの限りではありません。

第6条（本カード利用資格の喪失）

1. 両社は、本カード会員が本カード利用資格を有するに不適格であると認めた場合は、何らの通知、催告を要しないで本カード利用資格を喪失させることができます。
2. 本カード会員が第1項により本カード利用資格を喪失した場合、当然に UC 会員資格も喪失します。
3. 本カード会員が UC 会員資格を喪失した場合、当然に本カード利用資格を喪失するものとしします。
4. 本カード利用資格を喪失した場合には、本カード会員は、当行または当社の指示にしたがって、本カードを当行または当社に返却するものとしします。

第7条（本カードの年会費）

1. 本カードの年会費は、以下のとおりとしします。

（税込）

	一般カード	セレクトカード	ゴールドカード
本人カード	無料	1,925 円	11,000 円
家族カード	無料	1 名様につき 715 円。 同時申し込みの場合、 初年度年会費無料	1 名様は無料。 2 名様以上の場合、 2 人目より 1 名様につき 1,100 円
ETC カード	年会費無料		

2. 一般カードの場合、当社は当該カードの利用状況等によって、本カードの有効期限が到来した場合であっても、「UC カード会員規約」に定める新しいカードを発行せず、UC 会員資格を取り消す場合があります。

第8条（リボルビング払い）

本カードにおいて、本カード会員がリボルビング払いを指定した場合は、UC カード会員規約第 24 条第 4 項の記載に関わらず、次のとおり読み替えることとしします。

（イ）毎月の支払い元金は、定額払いコースのみとしします。

（ロ）会員の申し出があり当社が承認した場合は、1 千円以上（ゴールドカードの場合は 1 万円以上）カード利用限度額以下の範囲内において定額払いコースの支払額の変更（1 千円単位）ができるものとしします。

（ハ）手数料は、毎月の約定支払日の翌日から翌月の約定支払日までの日々のリボルビング利用残高に手数料率を乗じ年 365 日（うるう年は 366 日）で日割計算した金額を 1 ヶ月分とし、翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。ただし、利用日から起算して当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は、手数料計算の対象としないものとしします。なお各会員に適用される手数料率は、カード送付時に通知します。

（ニ）本カード会員の申し出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払いができるものとしします。

第9条（リボルビング払い専用カード）

本カードにおいて、本カード会員が UC カード会員規約及びリボカード特約を承認の上、所定の方法により申し込み、当社が適当と認めた場合、本カードをリボルビング払い専用カードとすることができます。ただし、リボカード専用型のみとし、リボカード追加型は発行しないものとします。

第10条（特約の変更ならびに承認）

1. UC カード会員規約第 20 条（規約の改定並びに承認）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UC カード会員規約第 20 条（規約の改定並びに承認）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

2. 本特約に定めのない事項については本特約を除く UC カード会員規約が適用されるものとします。この場合、「本カード会員」は UC カード会員規約において「本人会員」のことを指します。

【リボルビング払いのご案内】

1. 毎月の支払元金（支払コース）

定額払いコース	
毎月の支払元金	ご指定の金額：1 千円以上カード利用限度額まで（1 千円単位） * ゴールドカードは 1 万円以上

注：利用残高が毎月の支払元金に満たない場合、翌月の支払元金は利用残高の全額となります。

2. お支払い例（定額 1 万円コース・実質年率 18.00% の場合）

5 月 1 日に 80,000 円をご利用の場合

(1) 6 月 5 日に支払う弁済金（5 月 10 日締切）

支払元金 10,000 円

手数料 0 円（ご利用日から当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は手数料計算の対象となりません）

弁済金 10,000 円

(2) 7 月 5 日に支払う弁済金（6 月 10 日締切）

支払元金 10,000 円

手数料 0 円（ご利用日から当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は手数料計算の対象となりません。※6 月 6 日～7 月 5 日分は 8 月 5 日にお支払いいただきます。）

弁済金 10,000 円

(3) 8 月 5 日に支払う弁済金（7 月 10 日締切）

支払元金 10,000 円

手数料 6 月 6 日～7 月 5 日分

$70,000 \text{ 円} \times 18.00\% \times 30 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 1,035 \text{ 円}$

弁済金 10,000 円+1,035 円=11,035 円

■UC リボカード特約

第1条（リボルビング払い専用カード）

株式会社クレディセゾン（以下「当社」と称します。）が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の会員が、UC カード会員規約（以下「会員規約」と称します。）及び本特約を承認のうえ、所定の方法で申し込み、当社が適当と認めた場合、カードをリボルビング払い専用カード（以下「リボカード」と称します。）とすることができるものとし、又は、カードに追加してリボカードを貸与するものとし、（前者をリボカード専用型、後者をリボカード追加型と称します。）

第2条（ショッピングサービス支払区分）

1. リボカードによるショッピングサービスの支払区分は、会員がリボカード利用の際に指定した支払区分にかかわらず、リボルビング払いを指定したものとします。ただし、会員が分割払いを指定した場合は、その利用代金の支払区分は会員が指定したところによるものとします。また、指定外の加盟店又は、その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1回払いとなる場合があります。

2. 前項の定めに関わらず、会員規約第5条第1項に定める利用可能枠を超えたご利用は、会員規約第24条に定める1回払いを指定したものと同等に取り扱います。

第3条（キャッシングサービス支払区分）

リボカードによるキャッシングサービスの支払区分は、会員がリボカード利用の際に指定した支払区分にかかわらず、キャッシング（リボ）を指定したものとします。ただし、リボカード追加型は、キャッシング（1回）のみ利用できるものとします。

第4条（リボカード追加型）

1. リボカード追加型のリボルビング払いの利用可能枠は、当社が審査し決定した額までとし、カードのリボルビングに係る利用可能枠と合算した額までとします。

2. 会員は、リボカード追加型による利用代金等の債務がカードによる利用代金等の債務と合わせて取り扱われることを予め承認いただきます。

3. 会員は、当社に対し会員規約第3条に定める年会費とは別にリボカード追加型について所定の年会費を支払うものとします。ただし、リボカード追加型の年会費は、当社が別途定めて通知するまで無料とします。なお、既にお支払済の年会費は、理由の如何を問わず返却いたしません。

第5条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

<ショッピングサービス>リボルビング払いのご案内

1.毎月の支払元金（支払コース）

リボ利用 残高	毎月の支払元金					
	残高スライドコース				定額コース	定率コース
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース		
20万円以下	1万円	2万円	3万円	4万円	ご指定の金額 5 千円 以上 6 万円まで (5 千 円単位) * ゴールドカードは 1 万円以上	未決済のリボ利用残 高の 5% (1 円単位) ただし、最低支払元 金 1 万円
20万円超 は 20万円増 す ごとに	1 万円 加算	2 万円 加算	3 万円 加算	4 万円 加算		

注：リボ利用残高が毎月の支払元金に満たない場合、翌月の支払元金は、リボ利用残高の全額となります。

2.お支払例（定額 1 万円コース・実質年率 18.00%の場合）

5 月 1 日に 80,000 円の場合

(1) 6 月 5 日に支払う弁済金（5 月 10 日締切）

支払元金 10,000 円

手数料 0 円

* ご利用日から最初に到来する締切日までの期間は手数料計算の対象となります。

弁済金 10,000 円

(2) 7 月 5 日に支払う弁済金（6 月 10 日締切）

支払元金 10,000 円

手数料 5 月 11 日～ 6 月 5 日分+6 月 6 日～ 6 月 10 日分

$(80,000 \text{ 円} \times 26 \text{ 日} + 70,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 日}) \times 18.00\% \div 365 \text{ 日} = 1,198 \text{ 円}$

弁済金 10,000 円+1,198 円=11,198 円

(3) 8 月 5 日に支払う弁済金（7 月 10 日締切）

支払元金 10,000 円

手数料 6 月 11 日～ 7 月 5 日分+7 月 6 日～ 7 月 10 日分

$(70,000 \text{ 円} \times 25 \text{ 日} + 60,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 日}) \times 18.00\% \div 365 \text{ 日} = 1,010 \text{ 円}$

弁済金 10,000 円+1,010 円=11,010 円

※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は 365 日でうるう年は 366 日で計算します。

※残高スライドコース、定率コースを選択しているときは、各々の選択コースによる支払元金に読み替えて算定するものとします。

<キャッシングサービス>のご案内

名称	融資金	融資利率	返済方式	返済期間	返済回数	担保
キャッシング (1回払い)	利用可能枠 (1～30万円)の 範囲内(1万円単位)	実質年率 18.00% (ご利用日の翌 日から返済日ま での日割計算)	元利一括 返済	1ヶ月	1回	不要
キャッシング (リボ)(※ 1)	利用可能枠 (1～300万円) の範囲内 (1万円単位)	利用可能枠が 100万円未満 の場合 →実質年率 18.00%(※2) 100万円以上の 場合 →実質年率 15.00%	・元金定 額返済 (1万円～ 5万円) (※3) ・ボーナ ス月元金 増額返済 ・ボーナ ス月のみ 元金返済 (※4) (5万円以 上)	100万 円未満 の場合 →1ヶ 月～ 160ヶ 月 100万 円以上 の場合 →1ヶ 月～ 100ヶ 月	100万 円未満 の場合 →1回～ 160回 100万 円以上 の場合 →1回～ 100回	不要

※1：学生用カード会員及び家族会員は、キャッシング(リボ)をご利用いただけません。
また、一部提携カードの会員はキャッシング(リボ)のご融資内容を変更いただけない場合があります。

※2：ご利用可能枠が100万円未満の場合、UC ヤングゴールドカード会員は実質年率
15.90%、UC ゴールドカード会員は実質年率 15.00%となります。

※3：元金定額返済における月々の返済元金は、当社が認めた場合は5千円～5万円となります。

※4：ボーナス月のみ元金返済方式は、当社が認めた場合に限りご利用いただけます。

●遅延損害金 実質年率 20.0%